学　則

1　研修の目的

少子高齢化がすすむ昨今、一人でも多くの方に介護の現場を志していただく為に、介護職員の資格を習得し、介護サービスの現場に従事する意識と技術を身につけ、常に向上心を持ち地域福祉に貢献できる人材を育成することを目的とします。

2　研修の名称

介護職員初任者研修

3　研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料（円）	受講対象者
美唄市西3条南3丁目6番2号	通信形式 通学形式	6か月	4か月	３０	65,000	通学が可能な方

4　受講手続き

（１）募集期間　開講日の１か月前から募集し、10日前に締め切る。

（２）受講申込　所定の申込書を記入して、開講日３日前までに当会事務所に提出する。

（２）受講料納入方法　申込時にテキスト代と一括して納入する。

（３）本人確認の方法　受講者は受講受付時に、下記の公的証明書の原本の提示を行わなければならない。

①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票　②在留カード等　③健康保険証
④運転免許証　⑤パスポート　⑥年金手帳　⑦住民基本台帳カード

（４）受講料返還方法　受講者が開講３日前までにキャンセルした場合及び当会の都合により研修を中止した場合受講料を返還する。その他は返還しない。

5　カリキュラム　研修時間数及び通信時間数は別紙１のとおり。

6　主要テキスト　介護職員初任者研修テキスト　第４版　QOLサービス

7　修了認定　通信課程　事前配布する課題の正誤で評価する。

各教科とも７割以上の正答率をもって合格とする。なお、不合格となった場合は所定の課題により基準を満たすまで添削指導を行う。

通学課程

（１）欠席の確認方法　①受講生は、講義開始時に講義出席簿に押印する。
②講師は、各教科の開始時に出席確認を行う。
③１５分以上の遅刻早退中座は欠席として取り扱う。
④病気等の理由により、他受講者への影響を及ぼす可能性がある場合、出席停止もしくは退席を指示する場合がある。

（２）成績の評定方法　筆記テスト、介護技術の習得度、受講態度で評定する。

（３）修了の認定方法　修了の認定は６０分の筆記試験により行い、成績の評定方法はＡ（80 点以上）、Ｂ（70 点～79 点）、Ｃ（40 点～69 点）、Ｄ（40 点未満）の４段階として、Ｂ以上を合格とする。筆記テストにおいて合格点に満たない場合は追試を行い、追試は３回までとする。

（４）修了証明書　修了が認定された者には、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

①修了証明書等に紛失などがあった場合には、修了者の申し出により再交付を行う。

②再発行は書面による申請とし、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等公的証明書により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存するものとする。

③再発行に当たり、修了者は手数料として１部につき 1,000 円を負担する。

④修了者を修了者台帳に記載し、北海道が指定した様式に基づき知事に報告する。

（５）個人情報保護　本会は、修了者名簿を永年保存し、記載した内容は当会の個人情報保護規定に基づき厳正に管理する。

８　補講の取り扱い　止むを得ず欠席した教科については補講を行う。

①講師による補講を行う。補講に係る費用は 60 分当たり 1,500 円とし、受講生が受講料とは別に負担する。補講の上限は原則として７時間までとする。

９　修業年限の延長　受講者が病気・事故または災害等、止むを得ない事情により所定の修了年限以内に研修を修了することが困難と認められた場合は、６カ月までの範囲内で延長することができる。ただし、受講者からの所定の申請があった場合に限る。

10　退学規程

（１）受講者が退学しようとする時は、所定の退学届けを提出すること。

（２）次に該当する者は、当会より退学を命ずることができる。

・性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

・研修の秩序を乱し、他の受講者の学習を著しく妨げる者。

・無断欠席、度重なる遅刻や早退、不適切な受講態度（飲食、私語、居眠り等）、授業妨害（講師に対する暴言等）、実習の怠慢（グループワークへの不参加）等がある者。

・期日までに受講料を納入しない者。

・所定の修了年限を超過した者。

・その他、当会が不適切と見なした者。

（３）前項の規定により受講を取り消されるに至った者は退学扱いとして書面によりその理由を示して通知する。なお、退学扱い前に履修した当該研修については、その全てを無効とする。

11　**講師**　講師は別紙「講師一覧」に記載されたもののみが務めることとする。

12　**秘密の保持**　受講者は本研修事業の実施において知り得た個人の秘密の保持について十分留意し、所定の誓約書に署名・押印し、当会へ提出することとする。

13　**非常災害時について**　当会は、天災その他止むを得ない事由により、研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止又は延期の措置をとることとする。また研修を中止又は延期した場合、新たな日程を設定するなどの措置を講じることとする。